

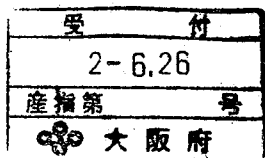
（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2020年 6月26日

大阪府長 殿

提出者



住所 大阪市港区市岡1-2-19

氏名 ヤマト工業株式会社
代表取締役 山戸 一悟

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 06-6573-1351

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ヤマト工業株式会社
事業場の所在地	大阪市港区市岡1丁目2番19号
計画期間	2020年4月1日～2021年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	大阪府内 2019年度元請完成工事高 28億1816万円
③従業員数	112人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	排出事業場毎に収集運搬会社、処分会社と委託契約し、適正に処理をしています。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

当社では、排出事業場である作業所が、現場施工中はmanifestを管理します。
現場完了後に、作業所は土木部にmanifestを提出します。
土木部が、manifestの集計と管理・保管を実施します。

2020年 6月26日

①現状	【前年度(2019年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	建設汚泥
	排出量	972 t	82 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	建設汚泥
	排出量	1,000 t	1,000 t
	(今後実施する予定の取組)		
廃棄物処理法にはかり、廃棄物の適正処理が行われるよう、量や業者の把握をするため、処理計画を作成している 廃棄物処理法にはかり、廃棄物の適正処理が行われるよう、量や業者の把握をするため、処理計画を作成していく			
産業廃棄物の分別に関する 2020年4月1日～2021年3月31日			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
	がれき類(コンクリート塊、アスファルト塊)、木くずは分別するとともに、他の廃棄物に混入しないように、確実に分別を実施		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
	がれき類(コンクリート塊、アスファルト塊)、木くずは分別するとともに、他の廃棄物に混入しないように、確実に分別を実施		

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

ガラスくず等	木くず	廃プラスチック	建設系混合廃棄物
0 t	73 t	0 t	9 t

②計画

t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（2019年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 当社は公共工事しか実施していませんので、受注した工事において、発注者と相談し、対応していく		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（2019年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	2020年4月1日～ 2021年3月31日	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	06 総合工事業 特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
（今後実施する予定の取組） 当社は公共工事しか実施していませんので、受注した工事において、発注者と相談し、対応していく			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（2019年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（2019年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	がれき類	建設汚泥	
	2020年4月1日～ 2021年3月31日	972 t	82 t	
	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	t	82 t
	再生利用業者への処理委託量	972 t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t
	(これまでに実施した取組) 委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している			

(第4面-2)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

建設系混合廃棄物	木くず		
9 t	73 t	t	t
t	t	t	t
9 t	73 t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	建設汚泥
	全処理委託量	1,000 t	1,000 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用者への処理委託量	1,000 t	1,000 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施していく また、優良認定処理業者を選定するか、検討する			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。

2020: 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

- (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記 2020年4月1日～2021年3月31日
令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設06 総合工事業
る処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。